

## 第5章

### 魅力ある自然環境を守り 伝統を継承するまちづくり

【自然・渡良瀬遊水地・農業・本場結城紬等伝統産業】

#### 5-1 自然環境の保全・活用とエコツーリズムの推進

- 5-1-1 渡良瀬遊水地
- 5-1-2 水辺空間の保全と活用

#### 5-2 やすらぎと潤いのあるまち

- 5-2-1 公園・緑地

#### 5-3 豊かな田園環境を生かした 健全な農業生産を育む体制の推進

- 5-3-1 農業・都市と農村の交流

#### 5-4 本場結城紬をはじめとする誇れる伝統産業を生かしたまち

- 5-4-1 本場結城紬等伝統産業

## 5-1-1 渡良瀬遊水地



## ● 現状と課題

平成24（2012）年7月にラムサール条約\*湿地に登録された、本市の南部に広がる渡良瀬遊水地は、本州以南最大の湿地であり、特に本市に含まれる第2調節池は、絶滅危惧種を含む多くの貴重な動植物が生息・生育する「自然の宝庫」となっています。

また、近年、湿地生態系の頂点に位置し豊かな自然環境のシンボルであるコウノトリが飛来・定着し、令和2（2020）年5月には、渡良瀬遊水地内の人工巣塔において2羽のヒナが誕生しました。このことは、昭和46（1971）年に国内の野生コウノトリが絶滅し、平成17（2005）年に兵庫県で野生復帰の取組が開始されて以降、東日本では初めての事例であり、これまで以上に自然環境の保全・再生に向けた取組が求められています。

今後は、本市のイメージの一つである「田園環境都市・小山のまちづくり」として、環境意識の高まりを踏まえ、水と緑、自然とふれあえるまちの形成を図る上で、渡良瀬遊水地の賢明な利用等の積極的な取組を図っていく必要があります。

## ● 基本方針

ラムサール条約\*の目的でもある湿地の「賢明な利用」のため、平成26（2014）年3月に「渡良瀬遊水地関連振興5箇年計画」、さらに、平成30（2018）年3月に「第2期渡良瀬遊水地関連振興計画」として「渡良瀬遊水地観光地化推進5カ年計画」を策定しており、「賢明な活用の3本柱」として、第1に治水機能確保を最優先としたエコミュージアム\*化、第2に環境にやさしい農業を中心とした地場産業の推進、第3にコウノトリ・トキの野生復帰\*の推進に取り組んでいきます。

治水の要、動植物の宝庫「渡良瀬遊水地」を生かしたまちづくり

● 個別施策

[! : 市民提案]

1. ラムサール条約\*湿地渡良瀬遊水地の賢明な利用推進事業

1-1	渡良瀬遊水地の賢明な利用推進事業	渡良瀬遊水地の賢明な活用3本柱を推進し、渡良瀬遊水地の交流人口*の増加を図るため、渡良瀬遊水地のエコツーリズム*を推進します。	!
1-2	渡良瀬遊水地第2調節池の治水機能確保を最優先としたエコミュージアム*化	国により整備された「深い池」「浅い池」を園路により結び付け「エコミュージアム*」（環境学習の場）として活用し、多くの人を呼び込み、周辺地域と連携して産業・観光振興を図ります。	!
1-3	コウノトリ・トキの野生復帰*のための生息環境整備	コウノトリやトキの野生復帰のために、採餌環境や営巣環境の整備、コウノトリの情報発信を推進します。	
1-4	環境にやさしい農業を中心とした地場産業の推進	自然環境や生物多様性*に配慮した、人と環境にやさしい農業を行い、多様な動植物の生息できる農村環境を創造する「環境に配慮して生産された農産物」の拡大を推進します。	

● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★ : 新規   ● : 総合戦略   ■ : 国土強靱化   ! : 市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
渡良瀬遊水地のエコツーリズム*推進事業	渡良瀬遊水地を活用したエコツーリズム*の推進による交流人口*の拡大	22,000人 (H30.3)	30,000人	● !
エコミュージアム*化推進事業	エコミュージアム*事業イベント参加者数の増加	18,000人	35,000人	● !
コウノトリ・トキ野生復帰*事業	コウノトリの野生復帰（定着後の自然繁殖数の増加）	2羽	10羽	●
有機農産物の拡大	有機農産物の面積拡大	8.6ha	12.0ha	★
なつみずたんぼ*振興事業	コウノトリ等の野鳥が降り立つことのできる水辺となる、なつみずたんぼ*実施面積の拡大	31.3ha	35.0ha	●



渡良瀬遊水地第2調節池環境学習フィールド3



コウノトリ

分野別計画  
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章



## 5-1-2 水辺空間の保全と活用

### ● 現状と課題

本市は、低地には水田や河川、台地には平地林が広がる、水と緑と豊かな環境に囲まれており、急速な都市化によって失われた清らかな水と美しい緑が戻りつつあるところもあります。

私たちの生活や社会は、豊かな自然がもたらす様々な恵みによって支えられており、将来にわたって持続可能な経済や暮らしを実現するため、自然の保全・再生に向けた取組により、豊かな自然と共存しつつ、自然を活用することが求められています。

また、河川空間には、洪水を安全に流すためだけではなく、自然があり、歴史があり、そこに集う人々の心を安らげ、豊かにする魅力があります。

平成9（1997）年の河川法改正により、「河川環境の整備と保全」が法の目的として明記されてから20年以上たった近年、河川をほとんど意識していなかった人々や民間事業者が、改めてその価値を見いだすなど新たな動きが始まりつつあり、河川の価値を生かしながら、地域住民・民間企業・行政が一体となって、水辺の利活用に取り組む「ミズベリング\*」が、全国に広がりを見せています。

このため、本市においても、小山のまちの形成と深く関わってきた思川の自然環境の保全・活用の推進等と共に、思川とまちの空間を繋ぐ城山公園の再整備等を進めていくことにより、水辺環境の活用や緑の保全・創出等の積極的な取組を図っていくことが必要となっています。

### ● 基本方針

水と緑、自然とふれあえるまちを形成していくために、思川に代表される豊かな水辺環境の保全と緑の保全・創出による自然との共生を図り、住民、民間事業者、市と河川管理者の連携のもと、河川空間とまちの空間が融合した良好な空間形成に向けて取り組むなど、水辺環境と緑を活用した多用な余暇空間づくりや市民参加・協働\*による思川桜の里親\*制度等を活用した水と緑のまちづくり・景観形成を推進します。

また、市域の約半分を占める広大な水田地帯や、市内に散在する平地林・河岸段丘林の保全・活用を図るとともに、思川や鬼怒川流域の有効活用を図ります。



城山公園再整備イメージ図



水辺の新たな活用促進（SUPヨガ）

水と緑の自然にふれあえる ゆとりと潤いのあるまち

● 個別施策

[! : 市民提案]

1. 市民参加による水と緑のまちづくり			
1-1	思川の自然環境の保全と活用	市のシンボルである思川を、貴重な自然環境資源として捉え、その保全を図りつつ、地域住民・民間企業・行政が一体となって、水辺の利活用を実施し、更なる自然とふれあう交流・レクリエーション*の場として整備・活用を図ります。	!
1-2	緑の保全と緑化の推進	緑の保全と緑化については、市民の関心が高いことから、思川桜の植樹をはじめとする緑化活動等を推進します。また、民間開発における緑化計画等の指導、保存樹木等の保全や生垣等の緑化も推進します。	!
1-3	鬼怒川の自然環境の保全と活用	鬼怒川の河川敷を利用した市民参加型のクリーン大作戦による環境美化など、自然環境の保全を進めます。	
2. 平地林保全推進事業			
2-1	平地林保全推進事業	年々減少する平地林の保全を図るため、森林の有する多面的機能が持続的で総合的かつ高度に発揮されるよう、「森林環境譲与税」及び「とちぎの元気な森づくり県民税事業」を活用し、地元住民と協力して、適正な整備・維持管理を推進します。	
3. 大沼整備事業			
3-1	大沼整備事業	地域の観光拠点として親しまれ、県の「とちぎのふるさと田園風景百選」や国の「ため池百選*」にも選ばれた自然環境を生かしていくための整備を行います。	!
4. 城山（祇園城）公園再整備事業			
4-1	城山（祇園城）公園再整備事業	国史跡としての歴史資源の保全を図りつつ、城山公園のシンボル性の高い公共空間を新たな「憩い・集い」の拠点として再整備を行い、思川の親水空間・景観との連携の活用を進めます。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

[★：新規 ●：総合戦略 ■：国土強靱化 !：市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
水辺の新たな活用促進事業	イベント参加者数	1,674人	2,000人	★
指定管理者による思川緑地の利用促進	指定管理者による思川緑地での自主事業の参加者数	0人	1,179人	★
指定保存樹木等保全費用助成事業	指定保存樹木等箇所数	7箇所	12箇所	
桜の里親*づくり事業	思川桜の植樹本数	2,147本	2,400本	
城山（祇園城）公園再整備事業	城山公園利用者数	108人/日 (平日) 189人/日 (休日)	550人/日 (平日) 700人/日 (休日)	● ■

分野別計画  
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章



## 5-2-1 公園・緑地

### ● 現状と課題

公園や緑地は、人と自然が共生する都市環境の確保、潤いのある美しい景観形成、余暇空間の確保、災害防止や避難場所としての機能があり、快適で安全な生活を実現する上で必要不可欠なものとなっています。

緑地の保全や緑化の推進のため、その将来像や目標、施策などを定めた「小山市緑の基本計画\*」を平成18（2006）年3月に策定し、市民一人当たり都市公園面積10.8㎡の整備を目標に自然環境の保全と公園・緑地の創出を図っています。

一方で、本市の都市公園は、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めた小山市都市公園条例において、市民一人当たりの敷地面積の標準を10㎡以上としているのに対し、令和2（2020）年3月末で市民一人当たりの面積は8.90㎡となり、一定程度進みつつあるものの、現状では不足しており、かつ、公園施設の老朽化や樹木の高木化が進行し、その魅力を十分発揮できていない公園も散見されます。

今後は、多様性に富んだ自然との共生に配慮しつつ、ふれあいと潤い及び市民活動の場の創出とともに、再整備を視野に入れて、市民が安全・安心で快適に利用できる公園・緑地の整備・更新・維持管理に取り組む必要があります。

### ● 基本方針

「小山市緑の基本計画\*」に基づき、都市内の水と緑と大地のネットワーク\*化を図り、市民にとって身近に親しめる水と緑の空間を市民・企業・行政の協働\*により形成していくこと、そして次の世代により良い環境を引き継いでいくことを推進します。

加えて、田園環境都市のまちづくりを目指して、「小山市緑の基本計画\*」を改訂し、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像を定め、更なる自然環境の保全と公園・緑地の創出を図ります。

また、市民の日常生活に潤いと安らぎを与え、レクリエーション\*や都市防災の拠点となる身近な公園・緑地の整備・更新・維持管理を図ります。

さらに、老朽化した公園施設の改修による長寿命化やバリアフリー\*化等を図るとともに、平成29（2017）年に新設された公募設置管理制度（通称：P a r k - P F I 制度）\*等を活用するなど、民間の優良な投資を誘導することで公園管理者の財政負担の軽減を図りながら、市民が安全・安心で快適に利用できるよう、都市公園の質及び公園利用者の利便の向上を図ります。

### ● 個別施策

[! : 市民提案]

#### 1. 都市基幹公園\*の整備

1-1	都市基幹公園*再整備	本市の憩いとスポーツの拠点である都市基幹公園*を再整備し、機能の充実を図ります。	!
-----	------------	--	---

## 安全・安心で活動できる公園づくり

[! : 市民提案]

2. 住区基幹公園の整備			
2-1	街区公園*整備	市街化区域*において、街区内の居住する市民の憩いと交流の場となる公園として整備を行います。	!
3. 既設公園の再整備			
3-1	公園施設の更新整備	公園施設の延命化と維持管理費の平準化を図ることを目的とした「公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具・休憩施設等の維持修繕・更新や公園施設の再整備、Park-PFI等の民間事業者と連携した公園の魅力・利便の向上を図ります。	!
3-2	公園施設のバリアフリー*化整備	誰もが安全に安心して公園を利用できるよう、出入口・園路・水飲み場・トイレ等のバリアフリー*化を図ります。	!
4. 公園愛護里親会*制度			
4-1	公園愛護里親会*制度の拡充	地域環境の保全には、市民協働*が不可欠であり、住民参加による公園管理を目指します。	
5. 平地林保全推進事業			
5-1	緑の保全と緑化の推進	緑の保全と緑化については、市民の関心が高いことから、思川桜の植樹をはじめとする緑化活動等を推進します。また、民間開発における緑化計画等の指導、保存樹木等の保全や生垣等の緑化も推進します。	
5-2	平地林保全推進事業	年々減少する平地林の保全を図るため、森林の有する多面的機能が持続的で総合的かつ高度に発揮されるよう、「森林環境譲与税」及び「とちぎの元気な森づくり県民税事業」を活用し、地元住民と協力して、適正な整備・維持管理を推進します。	

## ● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★ : 新規 ● : 総合戦略 ■ : 国土強靱化 ! : 市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
街区公園*整備事業	1人当たりの公園面積	8.90㎡/人	9.39㎡/人	■ !
公園施設長寿命化対策支援事業	健全な公園施設の割合の増加	26.0%	50.0%	● ■
間々田八幡公園整備事業	間々田八幡公園利用者数	178人/日 (平日) 404人/日 (休日)	840人/日 (平日) 1,060人/日 (休日)	● ■
城山(祇園城)公園再整備事業	城山公園利用者数	108人/日 (平日) 189人/日 (休日)	550人/日 (平日) 700人/日 (休日)	● ■ !
民間活力導入による公園整備	Park-PFI等の民間事業者と連携して整備した公園施設の箇所数	0箇所	4箇所	★
公園施設バリアフリー*化整備事業	バリアフリー*化された公園施設の割合の増加	54.0%	93.0%	● ■
公園愛護里親会*制度の拡充	愛護里親会のある公園の箇所数	145箇所	151箇所	
指定保存樹木等保全費用助成事業	指定保存樹木等箇所数	7箇所	12箇所	
桜の里親*づくり事業	思川桜の植樹本数	2,147本	2,400本	



5-3-1 農業・都市と農村の交流

● 現状と課題

本市は、温暖な気候・豊かな自然環境と高い技術を持った意欲のある農家により、米、麦、はとむぎ、野菜、いちご、おやま和牛\*、おやまの豚「おとん\*」等、多彩な農畜産物の生産が展開されており、県内有数の農業地帯となっています。

しかし、近年は農畜産物価格の低迷や農業従事者の高齢化、担い手の減少等により、厳しい環境に置かれています。

このため、農業の更なる収益性及び生産性の向上、担い手の育成・確保、農業生産基盤の整備、農村地域の活性化を推進する必要があります。

● 基本方針

地域特性に応じた生産性の高い農業経営を目指すとともに、園芸作物等の高収益作物の導入やICT\*・AI\*等を活用したスマート農業\*の普及を推進し、農業の高収益化を図ります。

また、地域の農畜産物を有効活用した6次産業化\*、農畜産物のブランド化、ふゆみずたんぼ\*やなつみずたんぼ\*の取組など、安全・安心で環境にやさしい農業を推進し、農業の付加価値を高めることで農業者の所得向上及び地域の活性化を図ります。

さらに、農地の集積・集約化や企業参入等を推進し担い手の育成・確保を進めるとともに、農業生産基盤の整備や優良農地の確保を図ります。

加えて、都市と農村の交流、地産地消\*の推進を図り、魅力ある農業・農村を目指します。

● 個別施策

[! : 市民提案]

1. 収益性の高い農業の実現			
1-1	高収益農業への転換	地域特性に応じた生産性の高い農業経営を目指すとともに、園芸作物等の高収益作物の導入やICT*・AI*等を活用したスマート農業*の普及を推進し、農業の高収益化を図ります。	
1-2	農畜産物の高付加価値化の推進	生産者、流通業者、加工業者が連携・協力し、小山の農畜産物を活用したブランド力の強化や販路拡大、新たな商品の研究開発やノウハウ*の集積と活用を図ります。	!
1-3	農畜産物の安全・安心対策の推進	土づくり、減農薬・減化学肥料等の環境と調和した農業生産活動の展開や、GAP*・トレーサビリティ*の推進、適正な食品表示の定着を図ります。	
1-4	販路の確保・拡大	生産者、流通業者、加工業者、販売業者が一体となり販路を確保するとともに、新たな販路の拡大のため輸出の促進を行います。	!
2. 将来の農業を担う者の育成・確保			
2-1	担い手の育成・確保	就農へのきっかけづくりの促進や企業参入等の推進により、幅広い人材の確保を図るとともに、女性の農業経営・地域社会への参画*に取り組みます。また、経営感覚に優れた認定農業者*や農業法人、集落営農組織*の育成を図ります。	!
3. 農業生産基盤の整備・農地の有効活用の推進			
3-1	農業生産基盤の整備・農地の有効活用	農地の大区画化等ほ場の整備や農地の集積、耕作放棄地・遊休農地の解消等により、優良農地の確保・活用を図ります。	!

豊かな田園環境を生かし 魅力的で活力ある農業・農村づくり

[! : 市民提案]

4. 食と農の理解促進			
4-1	都市と農村の交流の推進	地域の農業、農村資源を生かした交流イベントなどの開催や、市民農園*・体験農園・農泊等の活用により、農業・農村の魅力を発信し、都市と農村の交流を推進します。	!
4-2	生産者と消費者の相互理解の促進	農畜産物の生産における様々な体験の機会を創設し、農業に対する関心と理解の促進を図るとともに、情報交換や交流により、生産者と消費者の相互理解を深め、地産地消*・食育*を推進します。	

● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★ : 新規    ● : 総合戦略    ■ : 国土強靱化    ! : 市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
高収益農業生産拡大事業	本市の農業産出額	129億円	150億円	★
地域と連携した高収益型の畜産体制の構築	畜産クラスター*活用件数 (累計)	2件	4件	●
おやまアグリビジネス*創出事業	6次産業化*取組事例数	8件	10件	● !
海外販路拡大の推進	農畜産物輸出額	6,616万円	8,000万円	●
新規就農者及び担い手 (認定農業者*、集落営農組織*) の育成・確保	認定農業者*数	461人	500人	●
	新規就農者数	14人	10人	
農地集積を推進する受益者負担のない大区画化、ほ場整備事業の促進	経営体育成基盤整備事業の整備面積	393.9ha	477.5ha	●
農地集積の促進 (農地利用最適化推進委員*・農地中間管理機構*の活用)	農地集積率	67.7%	80.0%	●
市民農園*の活用	市民農園*でのイベント参加者数	916人	930人	!



稲刈



道の駅思川

## 5-4-1 本場結城紬等伝統産業

## ● 現状と課題

鬼怒川に面した本市の東部地域は、かつて桑村、絹村と呼ばれた養蚕が盛んな地域でありました。本場結城紬\*は、現在では上繭を使用していますが、もともとは養蚕の過程に出る玉繭や屑繭など、生糸として売り物にならない繭を真綿にし、糸をつむいで織物にしていました。

そして、古代から変わらぬ製法である「糸つむぎ・緋くくり・地機織り」の3工程が、昭和31（1956）年に国の重要無形文化財に指定され、平成22（2010）年には、ユネスコ無形文化遺産\*に登録となり、すべて手作業による伝統的な技法が世界でも守るべきものと認められました。

しかし、生活様式の変化により、着物離れが進み、本場結城紬\*は需要の減少と後継者不足等から生産数は年々減少し、また、生産者も減少を続けており、特に原材料である袋真綿や手つむぎ糸を製作する後継者の不足は深刻で、このままでは世界に認められた伝統技術が途絶えてしまうことが懸念されるため、後継者育成、生産振興策を推進していく必要があります。

また、本市には県の伝統工芸品に指定された、間々田ひも\*や下野しぼり\*等があり、おやまブランド\*として重要な地域資源となっています。

## ● 基本方針

ユネスコ無形文化遺産\*に登録された「本場結城紬\*」の伝統技術は、本市が世界に誇るべき地域資源です。

この世界に認められた地域資源を確実に後世に継承するため、「後継者の育成・確保」を最も重要な課題と捉え、産地生産者組合の協力の下、市職員「紬織士」が伝統技術習得に取り組む研修を実施するほか、原材料となる真綿・手つむぎ糸等の製作技術講習会を開催するなど後継者育成事業を実施し、本場結城紬\*産業の復興振興策を推進します。

また、地元小山産繭を原料とする新商品開発により本市の魅力を発信するとともに、市有本場結城紬\*を活用した着心地体験事業や、着物の着用促進イベントの実施を通して、本場結城紬\*の生産振興・需要促進事業、普及宣伝事業を実施します。

さらに、「おやま本場結城紬\*クラフト館」を活用し、間々田ひも\*、下野しぼり\*・下野人形、家紋帳筆筒などの展示やワークショップ\*を開催するなど、伝統工芸品の維持・継承の取組を実施します。

世界に誇る伝統産業を復興し地域資源として活用するまちづくり

● 個別施策

[👉: 市民提案]

1. 後継者育成		
1-1	紬織士の育成	市職員「紬織士」が産地生産者組合のもと研修を行い、製作技術のすべてを習得し、伝統技術を継承することで、後継者の育成を図ります。
1-2	原材料部門の後継者育成 (桑・蚕・繭・真綿かけ・糸つむぎのさとの活用)	NPO*法人等と連携し、本場結城紬*の原材料である「袋真綿」「手つむぎ糸」の製作技術を学ぶ、真綿かけ・糸つむぎ講習会を開催するなど、後継者の育成を図ります。
2. 生産振興・需要促進		
2-1	本場結城紬*着用推進事業 (市有本場結城紬*の活用)	栃木県本場結城紬*織物協同組合から購入した本場結城紬*を活用し、着心地体験を行うことにより、積極的にその良さをアピールし、需要促進を図ります。
2-2	結城紬*購入費助成事業 (本場結城紬*の購入促進)	栃木県本場結城紬*織物協同組合員が生産した本場結城紬*を購入し、着物や洋服に仕立てた市民に対し、購入費の一部を助成することで、本場結城紬*の需要促進を図ります。
2-3	本場結城紬*振興調査推進事業 (小山産繭からの一貫生産体制づくり)	市内養蚕農家、栃木県本場結城紬*織物協同組合及びNPO*法人と連携し、小山産繭から製作した真綿を安定的に確保し、より質の高い商品づくりを行うことで生産振興を図ります。
3. 普及宣伝		
3-1	産地間の連携	本場結城紬*の産地で友好都市でもある結城市と連携し、互いのきもの着用推進イベントで着物着用の機会を創出する等、産地が一体となって普及宣伝に取り組みます。(きものday結城、小山きもの日*を核とした連携事業の実施)
3-2	市内伝統工芸品の普及宣伝 (おやま本場結城紬*クラフト館の活用)	JR小山駅西口という好立地にあるおやま本場結城紬*クラフト館を活用し、本場結城紬*、間々田ひも*、下野しぼり*・下野人形、家紋帳筆筒等伝統工芸品の普及宣伝を図ります。

● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★: 新規 ●: 総合戦略 ■: 国土強靱化 👉: 市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
真綿かけ・糸つむぎ講習会等実施事業 (後継者育成事業)	講習会等修了者数 (累計)	37人	150人	★



本場結城紬\*着心地体験



結城紬\*を着て間々田紐\*体験

分野別計画  
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章



[入選] 埜瞳様

# 第6章

## 人と自然が共生した 地球にやさしい暮らしづくり

【環境共生・生物多様性】

### 6-1 守り育てる環境共生のまち

6-1-1 環境保全・生物多様性

6-1-2 省エネルギー・再生可能エネルギー

### 6-2 衛生・循環型社会の実現

6-2-1 ごみ処理・し尿処理

## 6-1-1 環境保全・生物多様性



## ● 現状と課題

平成20（2008）年に「環境都市宣言\*」を行い、3R\*（ごみの減量・再使用・再資源化）、不法投棄対策などの総合的な環境施策を推進し、市民と事業者と行政が一体となって、環境保全を図っています。

しかし、現代の環境問題は、公害問題だけでなく、身近なごみ問題から地球温暖化\*をはじめとした地球規模のものまで広範多岐にわたり複雑化しています。これらの問題は、市民一人ひとりの健康や生活を脅かすものですが、自身が環境に負荷を与える原因者にもなっています。

人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続的な発展を遂げるためには、市民一人ひとりが環境問題に対して関心を持ち、知識を高め、環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

また、犬や猫など昔から人との生活に深く関わってきた動物は、ライフスタイル\*の多様化とともに位置づけや役割も変化し、伴侶動物\*として扱われるようになってきた一方で、一部の飼い主の不適切な飼養などにより住民トラブルの原因にもなっています。

## ● 基本方針

誰もが安心して暮らせる快適な環境を保全する活動の一環である渡良瀬クリーン作戦などのボランティア\*清掃への参加を市民・事業者などに促すとともに、環境監視対策を充実させ、公害の監視活動や情報開示を通じて、市民・事業者・行政による環境に対する意識とモラル\*を向上させる仕組みを構築し、三者が一体となった環境保全活動を進めます。

自治会組織や市民一人ひとりが、地域の環境保全活動や美化活動に自発的に取り組めるよう支援するほか、不法投棄を防止するための活動を促進します。

また、本市の豊かな自然環境が貴重な地域資源であることを認識し、平成24（2012）年度策定の「生物多様性\*おやま行動計画」に基づき、自然環境の保全・再生を図るとともに、野生生物以外の身近な猫や犬などの伴侶動物\*について、県と連携した更なる適正飼養の啓発の取組により、人と動物が共生する社会の実現を目指し、自然と社会・経済の調和の取れた持続可能な地域づくりを進めていきます。



ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作戦



渡良瀬遊水地クリーン作戦

安全・安心な市民のまちづくりに向けた環境保全をめざして

● 個別施策

[! : 市民提案]

1. 生活環境対策の推進			
1-1	環境監視対策の充実	市内の公共用水域や地下水の水質汚濁、大気汚染や環境騒音、振動等の状況を把握するため、水質汚濁防止法、大気汚染防止法及びダイオキシン類*対策特別措置法等の規定に準じて調査測定を行います。	
2. 騒音・振動対策の推進			
2-1	建設作業の騒音・振動対策	事業者に対し、法令に基づく届出に係る事前指導や周辺住宅への工事概要の周知指導、市民から寄せられた苦情相談に係る事業者等への指導を行います。	
2-2	工場・事業場の騒音・振動対策	法令に基づく届出に係る事前指導や特定施設等への立入調査、苦情相談に係る事業者等への指導を行います。	
3. 地球にやさしいまちづくりの推進			
3-1	総合的な環境施策の推進	令和4（2022）年度に策定する「第4次小山市環境基本計画*」に基づき、生活環境、自然環境、快適環境、資源（廃棄物）環境、エネルギー、環境保全活動・環境教育の各施策を推進します。	
3-2	計画の実施と公表	諸計画を実施した結果と市民・事業所・行政の取組などを公表（1年ごと）します。	
4. 公害等の相談制度の充実			
4-1	公害等苦情相談事業	市民からの身近な公害問題の相談に対し、現地調査の実施や関連機関との連携により、発生源に対する指導・助言を行い、迅速な対応を図ります。	
5. 環境衛生対策の推進			
5-1	地域環境美化の推進	不法投棄防止のためのパトロール等の監視体制を強化するほか、自治会・企業・団体等に一斉清掃活動を呼びかけ、ごみ袋・軍手の配布、ごみの収集などの活動支援を実施します。また、ごみ出しのルールや環境美化についての啓発を行い、公衆衛生の向上を図ります。	!
6. 人と動物との共生社会づくりの推進			
6-1	適正飼養の推進	県と連携しながら適正な飼養について啓発を行い、人と動物の共生する地域社会の形成を目指します。	!
7. 生物多様性*おやま行動計画			
7-1	生物多様性*おやま行動計画の推進	「生物多様性*おやま行動計画」に掲げられた取組を積極的に進め、市域における自然環境の保全・再生を図り、自然と共存する持続可能な地域づくりを図ります。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

[★：新規 ●：総合戦略 ■：国土強靱化 !：市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]
クリーンキャンペーン、ポイ捨て禁止キャンペーン事業	渡良瀬クリーン作戦、ふるさと清掃活動の参加者数	1,350人	1,500人

## 6-1-2 省エネルギー・再生可能エネルギー



## ● 現状と課題

地球温暖化\*防止にかかる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の削減は、世界規模での課題であると同時に、市民一人ひとりの身近な取組から解決を図っていく問題でもあります。

地球温暖化\*防止対策を推進するため、節電等の省エネルギーや太陽光発電などの再生可能エネルギー\*機器の導入に取り組み、市民や事業者に対して意識の定着及び省エネルギー機器の普及を図ってきたところですが、エネルギー効率の低い機器類は効果が薄く、太陽光発電設備の導入は頭打ちになりつつあることから、二酸化炭素の排出削減のため、エネルギー効率の高い機器の利用を浸透させる必要があります。

また、再生可能エネルギー\*については、本市の穏やかな気候と肥沃な平地は農工業の発展に貢献する反面、風水力や地熱などの再生可能エネルギー\*賦存量が低い一因でもあり、本市で効率的に活用可能な再生可能エネルギー\*の模索を要します。

なお、政策の実施については、国・県や経済の動向に対応し、実情に合わせて変更していく柔軟性も必要となるところです。

## ● 基本方針

市民の脱炭素社会実現への意識高揚を進め、地球温暖化\*対策のための省エネルギー機器の更なる利用を図り、温室効果ガス\*排出量の低減を進めます。

また、市民団体代表者や有識者などを構成員とする環境審議会を中心に、市民や事業者、研究機関等と連携し、情報交換や検討を行い、その提言をもとに効果的な省エネルギー活動の推進を図ります。

さらに、令和4（2022）年度に「小山市環境保全率実行計画」における数値目標を見直し、市が自ら率先して省資源・省エネルギー運動や再生可能エネルギー\*の効率的な利用等に積極的に取り組むことにより、温室効果ガス\*の排出量削減を促進し、循環型社会\*の確立を目指します。

環境共生 脱炭素都市をめざして

● 個別施策

[👤：市民提案]

1. 地球温暖化*防止のための推進体制の整備		
1-1	地球温暖化*対策推進体制の確立	市内における温暖化対策推進のため、有識者による情報交換や検討を行い、その提言をもとに、必要な施策を見いだしていきます。
2. 省資源・省エネルギー運動の展開		
2-1	おやまエコライフ・プラン*の充実	省資源・省エネルギー等の市民活動の拡充を図ります。
2-2	小山市環境保全率先実行計画の推進	計画の数値目標に基づき、行政が自ら率先して循環型社会*の実現を目指し、省資源・省エネルギー運動等に積極的に取り組みます。
3. バイオマス*の利活用の推進		
3-1	渡良瀬遊水地産ヨシのバイオマス*エネルギー利用	化石燃料の代替として、ラムサール条約*湿地に登録された渡良瀬遊水地に自生するヨシを加工した燃料を使用するストーブを渡良瀬遊水地コウノトリ交流館に設置し、市民に対し、バイオマス*エネルギーの重要性を啓発します。

● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★：新規   ●：総合戦略   ■：国土強靱化   👤：市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]
地球温暖化*対策推進の拡充	小山市の温室効果ガス*排出量	1,512千t-CO2	898千t-CO2



道の駅急速充電器



ヨシペレットストーブ

## 6-2-1 ごみ処理・し尿処理

## ● 現状と課題

本市では、ごみの排出抑制と再利用・再資源化を促進するため、「小山市一般廃棄物処理基本計画\*」を平成7（1995）年度に策定し、分別収集を平成8（1996）年度から導入しました。その後も定期的な計画の見直しにより、平成28（2016）年度には容器リサイクル法\*に基づくプラスチック製容器包装分別によるリサイクル\*や、剪定枝の分別による堆肥化及びチップ化を開始するなど、ごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

しかし、近年のごみの発生量は、平成24（2012）年度の55,454トンから平成30（2018）年度には56,300トンと増加傾向にあります。特に、燃やすごみは、40,444トンから43,382トンと、3,000トン近く増加しており、処理を行う小山広域中央清掃センターでは処理しきれず、外部に委託し処理をしている状況で、処理費用増大の一因となっています。

このことから、ごみの減量化は喫緊の課題であり、より一層のごみの減量化・資源化が求められています。

また、近年、地震や台風、大雨などの大規模災害が頻繁に発生していることから、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、令和2（2020）年度に「小山市災害廃棄物処理計画\*」を策定しました。

し尿処理については、公共下水道\*や農業集落排水\*処理施設の整備、浄化槽\*の普及に伴い、収集量が減少しています。

## ● 基本方針

今後、予定している家庭ごみ及び事業ごみの指定ごみ袋の導入により、ごみの排出抑制を図るほか、特に可燃ごみの減量化・資源化を推進するため、市民への啓発や家庭教育・学校教育における環境教育の推進、多量排出事業所への指導を行います。

また、令和元（2019）年8月に、栃木県及び県内全25市町が「栃木からの森里川湖（もりさとかわうみ）プラごみゼロ宣言」を行ったことから、不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチック\*の利用促進、プラスチックごみのリサイクル\*と適正処理の徹底を図ります。

災害廃棄物の適正な処理に向けて、廃棄物の仮置場の確保・選定や収集運搬業者との協力体制の確立を図ります。

し尿処理については、処理施設を安定的に運用し、搬入されたし尿等を適切に処理します。

みんなで取り組む 循環型社会の構築をめざして

● 個別施策

[! : 市民提案]

1. ごみ減量・資源化の推進			
1-1	ごみ資源化・減量化の促進	今後、予定している指定ごみ袋の導入により、分別収集の徹底、集団回収の拡充、収集体制の充実、リサイクル*を推進し、市民への啓発や家庭教育・学校教育における環境教育の推進により、消費行動における意識の高揚を図ります。	!
1-2	事業所ごみの適正排出の促進	今後、予定している指定ごみ袋の導入により、事業所から排出される一般廃棄物の減量化、資源化に対する指導及びエコ・リサイクル推進事業所*の登録推進を図ります。	!
1-3	プラごみゼロ宣言の取組推進	個人・企業・団体・行政などあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行うよう呼びかけ、プラスチックごみの削減を図ります。	
2. ごみ処理施設等の整備			
2-1	最終処分場の確保	広域的観点からの最終処分場を将来的に整備する必要がありますが、それまでの間は最終処分量の削減を図ります。	
2-2	処理施設の確保	小山広域保健衛生組合*と連携し、施設の老朽化に伴う処理施設の長寿命化及び新施設の建設を図ります。	
2-3	し尿処理施設の安定的運用	汚泥再生処理施設を安定的に運用し、し尿と市内小・中・義務教育学校・保育所等からの生ごみにより堆肥（すくすく君）を生成します。	
3. 災害廃棄物処理体制の整備			
3-1	災害廃棄物処理体制の整備	災害発生時に速やかに対応できるよう、「小山市災害廃棄物処理計画*」に基づき、廃棄物の仮置場の選定・確保や収集運搬業者との協力体制の確立を図ります。	

● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★ : 新規 ● : 総合戦略 ■ : 国土強靱化 ! : 市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
廃棄物減量化推進事業	1人1日当たりのごみ発生量	909 g (H30)	793 g	
	1人1日当たりの家庭系可燃ごみ排出発生量	491 g (H30)	400 g	
	家庭系ごみ発生量に占める資源物の割合の増加	16.4% (H30)	18.0%	



小山広域クリーンセンター\*



# 第7章

## 市民が生き生き 安全・安心で健康なくらしづくり 【防災・防犯・高齢者支援・保健福祉・防疫】

- 7-1 災害に強く安全安心なまち
  - 7-1-1 防災
  - 7-1-2 消防・救急
- 7-2 地域で安全に暮らせるまち
  - 7-2-1 交通安全
  - 7-2-2 防犯
  - 7-2-3 消費生活
- 7-3 生きがいを持ち安心して暮らせるまち
  - 7-3-1 高齢者支援・生きがいづくり
  - 7-3-2 介護保険
- 7-4 とともに支え合うあたたかい福祉環境
  - 7-4-1 地域福祉
  - 7-4-2 障がい者福祉
  - 7-4-3 低所得者福祉
- 7-5 みんなが健康長寿で安心できる暮らし
  - 7-5-1 保健・健康づくり・地域医療
  - 7-5-2 医療保険・国民年金

## 7-1-1 防 災



## ● 現状と課題

平成27（2015）年の「平成27年9月関東・東北豪雨」や令和元（2019）年の「令和元年東日本台風」では、本市においても浸水や断水等の大きな被害が発生しました。

昨今の大雨災害や、近い将来、発生が危惧される首都直下地震など、自然災害に対する防災体制の強化は必須であり、災害から市民の生命や財産を守るためには、行政や防災関係機関が連携して災害時に備えるとともに、災害の未然防止や被害軽減のための防災体制の強化を図るなど、市民が安心して暮らせるまちづくりの構築が求められています。

また、浸水被害軽減のため、河道拡幅・築堤・調整池等による排水強化対策を実施するとともに、栃木南部地区国営土地改良事業を推進する必要があります。

災害による被害を最小限に留めるためには、市民一人ひとりが、まず「自分の命は自分で守る」という自助\*の精神を持つこと、さらに、隣近所との地域の共助\*の意識を持つことが大切です。

加えて、災害に強く安全安心なまちづくりを推進するためには、地域住民と行政、関係機関との連携・協働\*の在り方が課題となっています。

## ● 基本方針

地震や風水害等のあらゆる災害から市民の生命と財産を守り、安全・安心なまちづくりを実現するため、小山市地域防災計画に基づき、小山市総合防災訓練や小山市水防訓練等を実施し、総合的な防災体制の強化を図ります。

特に、近年多発する集中豪雨や台風による水害に備え、防災情報・災害情報の迅速な提供を行うとともに、大規模浸水被害への対応力を強化するため、河道拡幅・築堤・調整池等による排水強化対策を実施し、栃木南部地区国営土地改良事業を推進します。

また、堤防強化と水害時に地域住民の機材置き場に利用でき、一時的な避難場所として活用する小山市防災広場（防災ヤード）\*の整備に取り組みます。

さらに、災害時の応援協定締結の拡大や近隣市町との災害時の協力体制を構築し、避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策を含めた資機材の整備や、備蓄品の充実及び避難所でのマナーやペットとの同行避難の周知等によるスムーズな受け入れを図るとともに、地域における自主防災\*組織の設立を促進し、高齢者、障がい者、子ども、外国人等に配慮した、自助\*・共助\*・公助\*の適切な組み合わせによる災害に強いまちづくりを推進します。

## 安心して暮らせる 災害に強いまちづくり

## ● 個別施策

[! : 市民提案]

1. 総合防災体制の強化			
1-1	地域防災計画・水防計画・国民保護計画の適切な見直し	栃木県地域防災計画・栃木県水防計画・栃木県国民保護計画との整合性を図るとともに実情に照合させながら、必要に応じ見直しを図ります。	
1-2	初動体制の強化・災害対応力強化	防災訓練等を通して、迅速な参集による初動体制の強化及びあらゆる災害への対応力強化を図ります。	!
1-3	防災情報伝達手段の改良・整備	同報系*防災行政無線等の広域的な防災情報ネットワーク*の構築を図ります。	
1-4	防災資機材の整備充実	大規模な災害の際、想定される被災者に対応しうる備蓄用品及び備蓄倉庫を計画的に整備します。	
1-5	避難所の充実強化	災害（地震・風水害等）別に応じた避難所を設定し、市民が安全に避難できるよう、また新型コロナウイルス等の感染症対策に配慮した避難所の整備充実を図ります。	!
2. 地域防災力の強化			
2-1	自主防災*体制の充実	防災士*の育成をはじめ、自主防災*の意識の高揚と災害発生時に円滑な応急活動や、避難・救援活動を実施する自主防災*体制の充実を図ります。	!
2-2	防災意識の啓発	市民、防災関係機関、行政が一体となった防災訓練の実施や各種啓発活動により災害対応力の向上を図ります。	!
2-3	防災情報の共有と災害情報の迅速な提供	ホームページなどを活用し、平時から積極的に防災情報を提供するとともに、災害時には災害対策本部システム*を活用し、迅速・適切な災害情報の提供を行います。	!
3. 災害時応援協定の推進			
3-1	応急復旧活動の推進	自治体及び様々な分野の民間業者間と実効性のある応援協定を締結し、広域的確な応急復旧活動を推進するとともに、近隣市町との広域応援体制の確立を図ります。	
4. 防災環境の整備			
4-1	小山市防災広場（防災ヤード）*整備	水害時における地域住民の機材置き場として、平常時は地域振興にも活用できる防災広場（防災ヤード）*の整備を国・県に要望します。	!
4-2	排水対策の強化	大規模浸水被害に対する対応力を強化するため、豊穂川の河道拡幅・築堤や大行寺地区雨水ポンプ場・調整池等の排水対策を推進するとともに、地域の安全確保のため監視体制の強化を図ります。また、浸水被害の軽減を図るため、田んぼダム*の取組を進めます。	!
4-3	避難所等の整備	新設予定の公共施設へマンホールトイレ*の設置など避難所等の機能充実を図ります。	!

● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★：新規 ●：総合戦略 ■：国土強靱化 ♡：市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
自主防災*会の設立・拡大強化	自主防災*会設立拡大 (世帯数における自主防災*会 カバー率)	60.2%	65.0%	● ■ ♡
自主防災*リーダー養成事業	防災リーダー研修会及び防災 士*養成講座を通じた地域の防 災リーダーの育成 (防災リーダー数)	845人	1,100人	■
災害時応援協定締結の拡大	災害時応援協定締結の拡大 (災害時応援協定締結数)	108件	120件	● ■
小山市防災広場(防災ヤード)* 整備事業	国及び県事業の整備状況	0箇所	2箇所	● ■ ♡
豊穂川流域排水強化対策事業	流域の床上浸水被害戸数 (計画対象降雨時)	223戸	0戸	● ■
杣井木川流域排水強化対策事 業	流域の床上浸水被害戸数 (計画対象降雨時)	28戸	0戸	● ■
栃木南部地区国営土地改良事 業	栃木南部地区国営土地改良事 業の進捗率	49.9%	100%	● ■
公共下水道*事業 大行寺排水区 (雨水) 整備事業	市街化区域*の浸水面積 (計画対象降雨時)	14ha	0ha	★ ■



栃木南部地区国営土地改良事業 (与良川排水機場)



排水ポンプ車訓練



防災士\*養成講座



小山市総合防災訓練



小山市総合防災訓練

## 7-1-2 消防・救急

### ● 現状と課題

建物の高層化や大型化に伴い複雑・多様化する火災や、頻発、激甚化する集中豪雨や地震など各種災害に対処するため、事前予防対策のほか、消防施設や設備等の更新・増強を行うとともに、これらの施設等を有効活用するための人材育成が必要です。

また、高齢化や新たな感染症の発生などにより、今後も増加することが予想される救急業務に対応するため、救急体制の強化が必要です。

さらに、消防本部及び消防署（常備消防）だけでは災害対応に限界があることから、地域に密着した消防団（非常備消防）との連携を図りながら災害対策を推進することが重要ですが、消防団員の多くは会社員が占めていることから、団員確保対策、活動環境整備を図るとともに、市民自らも災害対応力を向上させる必要があります。

### ● 基本方針

各種災害に確実かつ迅速に対応できる消防力を強化するため、消防車や高規格救急車、防火水槽等の消防施設、設備等の更新や増強を図るとともに、消防施設や資器材を有効に活用するため、気管挿管、薬剤投与など高度化が著しい救急関係の救急救命士\*や指導救命士\*、予防技術資格者\*などの資格を有する消防職員を養成します。

また、ひとたび発生すると甚大な被害が生じる事業所から火災を出さないため、防火査察（立入検査）を継続強化するとともに、建物火災のうち最も件数が多い住宅火災から市民の命を守るため、住宅用火災警報器の設置促進・適正管理を呼びかけます。

さらに、年々増加の一途をたどる救急需要への対応や救命率の向上のため、医療機関との連携による救急体制の強化を図るとともに、救急車を効率的に運用するため、救急車の適正利用や応急手当などの講習会への参加を市民に呼びかけます。

加えて、地域防災の中核を担う消防団を活性化するため、大学生消防団員をはじめとする機能別消防団員\*の拡充など団員確保に向けた対策や、より充実した活動環境の整備を行うほか、消防施設や資器材を有効に活用するため、消防団員に対する教育訓練を行います。

### ● 個別施策

[👉：市民提案]

1. 火災予防の推進			
1-1	防火思想の普及啓発	出火防止のため、火災原因を教訓に、訓練指導などあらゆる広報機会を通じて、市民や事業所に対して、火災予防に関する知識・技能の普及・啓発、情報提供を図ります。	
1-2	防火協力団体の育成強化	事業所が参画*する「小山市防火管理協会」や「小山地区危険物保安協会」、女性を対象とした「小山市女性防火クラブ」、中学生・高校生を対象とした「小山市中高校生消防サポーターズクラブ」、幼少期から火の怖さと火災予防を学ぶ「小山市幼年消防クラブ」や「小山市少年消防クラブ」の指導・育成を図ります。	

いざというときに備える“安全・安心”なまちづくり

[👉：市民提案]

1-3	予防指導事業	建物等の計画段階から火を使用する設備の規制や、消防用設備等の設置指導を積極的に推進するとともに、完成した施設に対する立入検査の実施など、防火管理体制の強化や消防用設備等の維持管理など、ハード・ソフト両面からの火災予防指導の強化を図ります。	
<b>2. 総合消防力の強化</b>			
2-1	消防施設等の整備、拡充及び維持管理と人材の育成	消防施設等の計画的な維持管理とともに、各種災害に対応できる資器材や車両の導入、消防水利等の整備拡充及び排水ポンプ車運用など水害対応の強化を図ります。併せて、資器材や車両の性能を十二分に発揮し、各種災害に対応できるよう人材育成・人員増強をします。	
2-2	通信指令体制の強化	増加する救急需要や頻発する集中豪雨などに迅速に対応するため、高機能消防指令センター*を活用し、効率的な災害情報の収集と活動隊への情報提供、特に感染症等が疑われる場合は、入念な聞き取りを行います。さらに、救急事案に対しては、119番通報時に現場に居合わせた人（バイスタンダー*）に対し心臓マッサージの仕方などを口頭で指導し、救命率の向上を図ります。	
2-3	消防団の活性化	消防団の施設や車両、装備品や団員に対する教育訓練を充実させるとともに、大学生や青年、女性層の消防団への入団を促進することにより、消防団組織の充実強化のほか、地域防災力の向上、即時対応力の強化を図ります。	
<b>3. 救急・救助体制の高度化と充実・強化</b>			
3-1	救急隊員の養成	救急隊員及び救急救命士*の養成強化、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症を含む最新の救急技術及び教育訓練の強化を図ります。	
3-2	救急資器材及び教育資器材の整備	高規格救急車、高度救命処置用資器材*及び車両資器材等滅菌機器の整備、訓練指標及び講習指導に必要な資器材整備を行うほか、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症流行に対応するため、感染症対応資器材の備蓄を行います。	
3-3	救急需要対策	救急需要の増加に伴い応急手当の重要性も増しているため、市民への応急手当や予防救急の普及啓発を推進するとともに、各メディアを活用し救急車の適正利用を呼びかけます。さらに、次の救急出動に備えるため、特に、重症度・緊急度が高い救急事案の現場滞在時間の短縮に取り組みます。	
3-4	救急・救助体制の強化	救急隊員の適切な応急処置技術を向上するとともに、更なる救命率向上のため医療機関と連携し地域メディカルコントロール体制*を充実・強化することにより、救急業務の高度化を図ります。また、救助隊員の救助技術を向上させ、多数傷病者の発生など複雑化・大規模化する災害への対応力を高度化・強化します。	

● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★：新規   ●：総合戦略   ■：国土強靱化   👉：市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
消防水利整備事業	消防水利（消火栓及び防火水槽）設置数	2,988基	3,038基	● ■
消防団員の確保	実員／条例定数	93.9%	100%	● ■
応急手当講習の推進	年間受講者数	5,577人	5,800人	■

分野別計画  
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章

## 7-2-1 交通安全

## ● 現状と課題

本市では、交通事故を1件でも減らすため、幅広く交通安全対策に取り組んでいますが、市内の交通事故の発生件数、負傷者数及び死者数は減少傾向にあるものの、高齢者が関与する交通事故の全体に占める割合は増加しており、更なる対策が必要となっています。

また、交通事故は交通ルールを守らないことや、マナーを軽視することに起因することが多いことから、交通安全に関する啓発活動をはじめ、交通安全施設整備、交通安全教室の開催など、様々な角度から取り組む必要があります。

## ● 基本方針

交通安全に対する意識向上は日頃の啓発活動が実を結ぶことから、春・秋・年末の交通安全市民総ぐるみ運動における啓発活動や、毎月第一火曜日の市職員や各地区安全協会等の関係団体による早朝街頭啓発活動を引き続き実施するとともに、近隣自治体と連携した広域的な啓発活動を推進していきます。

また、高齢化が進むにつれ高齢者が関与する交通事故が増えていることから、高齢者対象の交通安全教室や自転車運転講習会の開催をはじめ、高齢者運転免許自主返納支援事業など、高齢者の事故を減らす施策メニューにより、高齢ドライバーに起因する事故の撲滅を目指します。

さらに、児童や生徒の登校時の安全を守るため、危険箇所には交通指導員を配置するとともに、見通しの悪い交差点やカーブに交通安全灯・道路反射鏡などの交通安全施設を整備し、歩行者や通行車両の安全を守ります。



交通安全施設整備



交通安全教室

交通事故のない安全なまちをめざして

● 個別施策

[👤: 市民提案]

1. 交通安全施設の整備			
1-1	交通安全関連施設の整備	安心して歩行できる歩道の整備や、交差点改良等の交通安全施設の整備を国や県、警察等関係機関と連携し推進します。	
1-2	道路反射鏡、交通安全灯等の整備	見通しの悪い交差点やカーブなどへ道路反射鏡や交通安全灯を設置し、交通事故の防止を図ります。	
1-3	地域防犯灯の整備	児童や生徒の通学路における交通安全、防犯のため、地域防犯灯の設置を行います。	
1-4	スクールゾーンや通学路の安全向上	小中学校及び義務教育学校*におけるスクールゾーンや通学路に対して、路面標示や標識設置など安全対策を行います。	
2. 交通安全教育の推進			
2-1	交通教育指導員による交通安全教育の推進	交通マナーの向上、交通ルールへの遵守を浸透させるため、高齢者や児童生徒など年齢に応じた交通安全教室を開催します。	
3. 交通指導員の充実			
3-1	通学路における交通指導員の充実と適正な配置	児童や生徒の登校時における安全を確保するため、交通指導員の配置を行うとともに、真に危険な場所への適正な配置に取り組みます。	
4. 高齢者の交通安全対策の推進			
4-1	高齢者に対する交通安全対策の推進	高齢者の交通事故を抑止するため、高齢者対象の交通安全教室や自転車運転講習会を開催するとともに、高齢者運転免許自主返納支援事業や高齢運転者事故防止対策事業など、様々な視点から事業を推進します。	
5. 交通安全活動の推進			
5-1	関係団体と連携した交通安全啓発活動の推進	警察署や交通安全団体等と連携・協力した交通安全の推進を図るとともに、隣接自治体との合同による交通安全啓発活動を実施します。	
5-2	交通安全関係団体の育成	警察署と連携・協力し、交通安全協会等の交通安全団体に対する育成を図ります。	

● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★: 新規   ●: 総合戦略   ■: 国土強靱化   👤: 市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
交通安全教室開催	交通安全教室実施回数	80回/年	120回/年	
高齢者運転免許自主返納支援事業	高齢者運転免許自主返納支援事業申請者数	450人/年	600人/年	★

分野別計画  
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章

## 7-2-2 防 犯



## ● 現状と課題

本市では、安全・安心な市民生活の確保のため、通学路のパトロールや防犯灯の設置などの子どもの安全を守る取組や、市民の自主性を生かした自主防犯\*パトロール活動への支援、市内の情報をいち早く市民に届けるための小山市安全安心情報メール\*の配信などを行っているほか、犯罪を抑止するため、JR小山駅、間々田駅、思川駅周辺にそれぞれ防犯カメラを設置しています。

しかし、こうした中においても、高齢者を狙った特殊詐欺\*被害や、子ども・女性を対象とした犯罪等が発生していることから、被害防止、犯罪抑止に向けたより一層の取組が求められています。

このため、今後は、警察や防犯協会\*等との連携・協力を強化しながら、市民、警察、行政が一体となった地域防犯対策を積極的・効果的に推進していく必要があります。

## ● 基本方針

市民一人ひとりの防犯意識の向上を図り、安全で安心して暮らせる住みよい小山を目指すため、小山市安全安心情報メール\*の配信や警察、防犯協会\*などと連携した特殊詐欺\*被害防止、子ども・女性に対する犯罪抑止、少年の非行防止等の様々な広報啓発活動に取り組むとともに、地域住民による自主防犯\*パトロール団体の結成やその活動に対する支援、高齢者を対象とした特殊詐欺等被害防止対策機器\*設置補助、自治会等による防犯カメラ設置補助等の犯罪抑止施策の充実を図ります。

また、令和3（2021）年4月に制定予定の県内市町初の小山市犯罪被害者等支援条例\*に基づき、犯罪被害者等\*が受けた被害の軽減や回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、犯罪被害者等\*への支援に取り組むとともに、県、警察、被害者支援センターとちぎ\*等の関係機関との連携強化を図ります。



振り込め詐欺防止街頭啓発活動



通学路のパトロール

誰もが 安全で安心して暮らせる 住みよい小山の実現へ

● 個別施策

[👉：市民提案]

1. 市民一人ひとりの防犯、安全に対する意識の向上			
1-1	地域安全や防犯に関する情報の発信、広報活動	ホームページや安全安心情報メール*を活用するとともに、イベント等で防犯意識向上のための啓発活動を行います。	
1-2	特殊詐欺*防止に向けた取組の推進	特殊詐欺*被害の拡大防止のため、小山市安全安心情報メール*による配信、高齢者に対する講話、街頭広報啓発活動、特殊詐欺*対策機器の設置を推進します。	
2. 小山市内の地域防犯パトロール隊の支援			
2-1	自主防犯*活動の充実	地域住民等による防犯活動に対し、警察や防犯協会*等と連携した防犯講習会の開催や防犯情報の提供、補助金の交付などの支援を行います。	👉
3. 安全な小山市へ向けた社会整備			
3-1	子どもの安全を守る取組の推進	通学路のパトロールや防犯灯の設置、公園の環境整備などにより、子どもが安全に学校に通学でき、安心して屋外で遊ぶことのできる環境づくりに取り組みます。	👉
3-2	防犯設備の充実	設置済みの防犯カメラの維持管理とともに、必要な箇所への防犯カメラの設置や自治会等が設置する防犯カメラ等に対する設置補助金の交付、特殊詐欺*対策電話機等購入費補助金の交付などの支援を行い、犯罪抑止機能の充実を図ります。	
3-3	防犯体制の強化	警察・防犯協会*等との防犯情報の共有、合同パトロールや合同街頭啓発活動の実施により、相互の連携を強化し、防犯体制の強化を図ります。	
3-4	犯罪被害者等*の支援	小山市犯罪被害者等支援条例*に基づき、犯罪被害者等*が地域社会において再び平穏な生活を営むことができるよう、警察、被害者支援センターとちぎ*等と連携した支援に取り組むとともに、犯罪被害者等*の現状に対する理解促進を図る啓発活動を行います。	
3-5	再犯防止*等の推進	犯罪が起こりにくい街づくりを推進するとともに、地域福祉計画に基づく各種福祉施策と連携して、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合う「共生社会」の実現を進めることで、立ち直ろうとする人を支え、受け入れられる地域社会の実現を目指します。	

● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★：新規 ●：総合戦略 ■：国土強靱化 📌：市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
安全安心情報配信事業	登録者数の増加	16,598人	30,000人	●
特殊詐欺*被害防止対策事業	街頭啓発活動の回数増加	9回	15回	
自主防犯*パトロール団体の育成・指導	防犯パトロール隊数の増加	100団体	110団体	● 📌
防犯カメラ設置に対する助成	防犯カメラ基数の増加	0基	10基	

## 7-2-3 消費生活

## ● 現状と課題

消費者を取り巻く環境は、デジタル化の進展などにより常に変化しており、商品やサービスの提供が便利になった一方で、SNS\*や通信販売でのトラブル、消費者の知識や判断力不足につけ込んだ悪質商法\*など、消費者被害は増加傾向にあります。

このような中、本市では、平成27（2015）年4月に消費者利益の擁護と増進に関する施策を推進し、市民の消費生活の安定と向上を目指して、「小山市消費生活条例\*」を制定しました。

また、令和4（2022）年4月には、民法の一部を改正する法律が施行され、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、今後も、あらゆる世代において、自ら学び行動できる自立した消費者の育成に向けた消費者教育、消費者政策の充実・強化を図っていく必要があります。

## ● 基本方針

令和3（2021）年3月に策定した「第2次小山市消費生活基本計画\*」に基づき、市民の消費生活の安定と向上の実現に向け、消費者が自ら考え、主体的に行動できるよう、おやま・まちづくり出前講座\*や消費生活講演会\*を開催するとともに、各種媒体を活用した広報啓発活動等に取り組み、消費者トラブルや悪質商法\*に関する情報提供を行うことで、消費者教育を推進し、消費者の自立を支援します。

また、小山市消費生活センター\*の機能を強化することで、多様で複雑化する消費生活相談・苦情への迅速・的確なサポートを行うことにより、消費者の権利を擁護し、消費者安全の確保を図ります。



小山市消費生活展



小学校への出前講座の取組

豊かで安心 賢い消費生活を送るために

● 個別施策

[👤：市民提案]

1. 消費者教育の推進			
1-1	消費者の自立支援のための啓発	消費生活に関する様々な情報については、広報紙やホームページ、小山市安全安心情報メール*などの各種媒体や、おやま・まちづくり出前講座*などの啓発機会を活用し、迅速かつ適切な情報提供を推進します。	
1-2	消費者教育の推進	小山市消費生活基本計画*に基づき、子どもから高齢者まで、生涯にわたって消費生活に関する学習や教育の機会が確保できるよう、学校、小山市消費生活センター*などと連携した消費者教育を推進します。	
2. 消費者政策の充実・強化			
2-1	消費者の利益の擁護	消費者の利益を擁護するため、小山市消費生活センター*や各種市民相談による適時的確な相談受理や事業者への対応を行います。	
2-2	消費者団体への支援	消費者団体の自主的な活動を支援するため、消費生活に必要な情報や知識の習得の機会を提供します。	
3. 消費生活センター*の充実			
3-1	相談・苦情処理体制の強化	小山市消費生活センター*の機能向上を図るため、常時相談員の配置及び研修機会の充実等により、相談・苦情処理体制を強化します。	
3-2	消費生活センター*相談員の資質の強化	多様化・複雑化する相談に対応するため、消費生活相談員に対する研修の機会を増やし、相談・苦情処理能力の向上及び資質の強化を図ります。	
3-3	消費者への情報発信	市民が安全で安心な消費生活を送れるよう、消費生活展や出前講座、街頭啓発活動などを通して、消費者に役立つ情報発信を行います。	

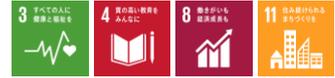
● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★：新規 ●：総合戦略 ■：国土強靱化 🗣️：市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
消費者啓発事業	消費生活出前講座開催・街頭啓発活動数	34回/年	39回/年	
消費者相談事業	消費生活相談件数	1,163件/年	900件/年	

分野別計画  
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章

## 7-3-1 高齢者支援・生きがいづくり



## ● 現状と課題

本市の令和元（2019）年10月の高齢化率\*は24.5%で、全国平均（28.4%）を下回っていますが、令和7（2025）年度には25.9%に達する見込みです。

高齢者の増加は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、更には認知症\*の高齢者の増加にも繋がります。高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいをもって住み続けることができ、また、認知症\*の方を地域で支えていくためには、医療、介護、介護予防\*、住まい、生活支援\*が、包括的に確保される地域包括ケアシステム\*の構築を推進していくことがますます重要になってきています。

## ● 基本方針

介護給付の対象とならない高齢者に対する保健福祉サービスの整備や、要介護状態にならないための介護予防\*推進体制の整備、また、地域保健医療体制の充実を図り、団塊の世代\*の全ての人たちが75歳以上となる令和7（2025）年を見据えて、本市の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステム\*の構築を着実に進めます。

さらに、高齢者をはじめ、今後高齢期を迎える市民がいきいきと元気に暮らせるよう、生きがい施策の充実・社会参加の促進、気軽に集える居場所づくりを推進するとともに、安全・安心に暮らせるよう、地域福祉の充実を図り、豊かでいきいきとした長寿社会の実現を目指します。



老人クラブ（思桜会）



友愛サロン\*

健康でいきいきと暮らせるまちをめざして

● 個別施策

[👤：市民提案]

1. 健康・体力づくりと介護予防*の推進			
1-1	健康・体力づくりと介護予防*の推進	高齢期をすこやかにいきいきと暮らすために、高齢者の健康づくりと疾病予防に対する取組を実施します。	
1-2	介護予防*推進の体制整備	介護保険に頼らない元気な高齢者づくりに向けて、高齢者・住民・行政がそれぞれの役割を認識し、連携して一体的な介護予防*サービスが提供できるよう体制の整備を推進します。	
1-3	地域保健医療体制の充実	在宅医療*、救急医療、在宅歯科診療の機能の推進・充実を図ります。	
2. 豊かでいきいきとした長寿社会の実現			
2-1	生きがい施策の充実	シニア世代が生涯現役で充実したセカンドライフを送れるよう、地域活動への参加促進、就業支援などの生きがいがづくり、仲間づくりとリーダー育成を推進します。	
2-2	生涯学習活動等への支援	住み慣れた地域で、心豊かに充実した暮らしを送れるよう、生涯学習やスポーツ活動、趣味活動などを通じ、世代間交流の機会の充実を図り、生きがいがづくりを支援します。	👤
2-3	気軽に集える居場所づくり	閉じこもりを防ぎ、高齢者が気軽に集える居場所や子どもなどの世代間交流の機会の充実を図ります。	👤

● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★：新規 ●：総合戦略 ■：国土強靱化 📍：市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]
一般介護予防*事業	IADL* (手段的日常生活動作) のリスクがある人の割合	9.0%	7.2%
地域活動参加促進	健康づくり活動や趣味等の活動に参加しているまたは参加したい人の割合	58.5%	60.0%



介護予防\*事業 (いきいき百歳体操\*)



在宅医療\*・介護連携に関わる多職種研修会

7-3-2 介護保険



● 現状と課題

急速に少子高齢化が進む中、令和7（2025）年には、いわゆる「団塊の世代\*」が75歳以上となる超高齢社会\*を迎えます。

こうした中、市民一人ひとりが、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム\*」を構築していくことは、喫緊の課題となっています。

また、介護サービスの提供体制は、介護保険制度のもとで着実に整備されてきましたが、高齢化の進展に伴い、医療ニーズ\*を併せ持つ重度の要介護者や認知症\*高齢者が増加するなど、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきます。

さらに、介護保険制度は、人口構造の変化により、給付と負担のバランスを図りつつ、制度の持続可能性を確保していくことがますます重要となっています。

このため、介護サービスの提供体制については、サービスを利用する市民の視点に立って、ニーズ\*に見合ったサービスが切れ目なく、かつ効率的に提供されているかどうかという視点から再点検していく必要があります。

併せて、それぞれの地域の実情に応じて、安心して暮らせるよう、自立を支える生活支援\*や介護予防\*等との連携も必要になっています。

● 基本方針

元気な高齢者から要介護状態にある高齢者をはじめ、今後高齢期を迎える市民が地域でいきいきと安心して暮らせることを目指した「すこやか長寿プラン2021\*（第9期小山市老人保健福祉計画・第8期小山市介護保険事業計画）」（令和3（2021）年3月策定）を基本に、団塊の世代\*の人たちがすべて75歳以上となる令和7（2025）年を見据えて、本市の地域特性を踏まえた「地域包括ケアシステム\*」の構築を着実に進めていきます。

また、高齢者の生きがいづくり・社会参加促進、生涯にわたる健康づくりの推進、自立支援、介護予防\*・重症化防止に取り組み、「認知症\*施策」、「在宅医療\*介護の連携強化」、「生活支援\*体制整備」、「介護保険事業の充実と適正な運営」等を推進し、「健康寿命\*の延伸」を目指します。

● 個別施策

[! : 市民提案]

1. 安心できる地域福祉の環境づくり		
1-1	地域包括ケアシステム*構築の推進	高齢者が地域で尊厳を持って自立した日常生活を送ることができるよう、多職種連携によるネットワーク*体制の充実を図ります。
1-2	在宅医療*・介護連携の推進	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療*・介護にかかわる関係者間の連携を推進します。

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをめざして

[👉 : 市民提案]

1-3	認知症*施策の推進	認知症*についての理解・啓発を進めるとともに、容態の変化に応じて適時適切なサービスが提供できるよう、早期発見、早期対応の仕組みを構築します。また、判断能力の不十分な高齢者の権利を守るため、法律面や生活面で保護・支援する「成年後見制度*」の利用を促すよう、地域のネットワーク*の中核となる機関の設置に取り組んでいきます。	
1-4	生活支援サービスの基盤整備*の推進	一人暮らしや高齢者世帯、認知症*高齢者の増加に対応した、家事援助や見守り・安否確認、移動支援など、多様な生活支援*サービスを提供する体制の充実を図ります。	👉
1-5	福祉のコミュニティ*づくり	高齢者が地域で安心して暮らしていくため、地域住民による支え合い、助け合いのコミュニティ*づくりを進めていきます。	
1-6	高齢者の居住安定に係る施策の推進	地域における住まいのニーズ*に適切に対応することができる環境を確保し、安心して暮らすことができるよう、高齢者向け住宅の普及啓発や情報提供を進めていきます。	
<b>2. 介護保険事業の円滑な推進</b>			
2-1	介護サービスの充実	適切なサービスを身近な地域で受けることができるよう、地域の実情に合わせたサービスの基盤整備を進め、充実したサービス提供と適正な事業運営を図ります。	
2-2	地域支援事業*及び関連施策	地域の実情に応じて、NPO*・ボランティア*団体等の多様な主体が参画*し、多様なサービスを充実させることにより、要支援者等に対する効果的な支援を行います。	👉
2-3	介護認定事業の推進	適正な介護サービスを提供するため、公平公正な介護認定事業を実施します。	
2-4	介護保険財政の健全化	介護保険の健全財政を維持するため、介護予防*事業との連携、保険給付の適正化を推進するとともに、適切なサービスの提供を確保するための施策を実施します。	
2-5	施設整備とサービスの確保	在宅で生活することが困難な中重度の要介護認定者のための施設や、今後、増加が見込まれる認知症*の方向けの施設を整備します。	
2-6	相談・苦情処理体制の整備充実	介護サービス事業者等に対し、相談・苦情に対応する体制を整備します。	

● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★ : 新規   ● : 総合戦略   ■ : 国土強靱化   👉 : 市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
高齢者サポートセンター*運営事業	高齢者サポートセンター*を知っている人の割合	57.1%	87.5%	■
生活支援*体制整備事業	見守り・支えあいに取り組んでいる自治会の割合	23.3%	100%	● ■ 👉
特別養護老人ホーム*等の施設整備事業	入所待機者数	46人	0人	■
在宅医療*・介護連携の推進事業	医療介護関係多職種間での研修会参加人数	44人 (R1)	123人	●
認知症*施策の推進	認知症*に関する相談窓口を知っている人の割合	26.2%	57.1%	■

## 7-4-1 地域福祉



## ● 現状と課題

少子高齢化が急速に進んだ結果、日本は人口減少社会\*を迎えています。

家族構成の変容や、世代間の価値観の変化等により、核家族化の進行とともに一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。

また、高齢化や雇用形態の多様化等により、介護、ひきこもり、生活困窮など複数の生活課題を抱える世帯も増加傾向にあります。

さらに、近年多発する大規模な自然災害の経験から、大規模災害発生時における避難支援等、人と人とのつながりや地域の支え合いの大切さが再認識されています。

しかし、市民のライフスタイル\*や価値観、意識の多様化に伴い、地域交流の機会は減少しており、地域のコミュニティ\*やつながりの希薄化が顕著になっています。

障がい者をはじめ、子どもから高齢者まで、誰もが地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができるよう、地域住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域住民や地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」実現を目指していくことが必要となります。

## ● 基本方針

住民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自分のことは自分とする「自助\*」や隣近所の助け合いである「共助\*」を、行政の「公助\*」によって支援する、地域に根ざした福祉文化を育んでいきます。

また、複合的な生活課題があるにもかかわらず制度のはざまにあり、地域社会からの孤立が長期にわたる人や包括的・継続的な支援を必要としている人の伴走的な支援を行うため、令和3（2021）年施行の改正社会福祉法に基づき重層的支援体制の整備に着手していきます。

支え合おう地域の輪 創り出そう福祉文化

● 個別施策

[👉 : 市民提案]

1. 地域福祉の意識づくり・ひとづくり			
1-1	福祉のこころの醸成	地域で暮らす一人ひとりが自らの問題としての認識を持てるよう、地域福祉についての意識開発や情報提供に取り組みます。	
1-2	市民参加の推進	地域福祉の諸活動につながるきっかけづくりや意識づくりを進め、地域住民の主体的・積極的な参加の促進を図ります。	
1-3	福祉の担い手の育成	地域福祉に関わる活動を広め、今まで身近な地域での活動に関わる機会がなかった人にも積極的に参加してもらい、地域福祉の担い手・リーダーとなる人づくりを推進します。	
2. 地域で支え合うしくみづくり			
2-1	地域福祉活動の推進	子どもから高齢者まで、地域住民がふれあい・交流する機会や場づくりを推進します。	👉
2-2	福祉サービスの充実	一人ひとりのニーズ*や生活課題の解決に向けた総合的な福祉サービスの提供と、身近な相談窓口の充実を図ります。	
3. 安全で安心して暮らせるまちづくり			
3-1	人にやさしいまちづくりの推進	道路・公園、交通拠点等における段差解消などのバリアフリー*化やユニバーサルデザイン*の考えに基づいた施設整備を推進します。	
3-2	避難行動要支援者*支援体制の整備	災害時における避難行動要支援者*（高齢者や障がい者等）の把握と、その支援体制の整備を図ります。	👉

● 重点事業・成果指標（KPI）

[★ : 新規   ● : 総合戦略   ■ : 国土強靱化   👉 : 市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
生活支援*体制整備事業	見守り・支えあいに取り組んでいる自治会の割合	23.3%	100%	● ■ 👉
避難行動要支援者*の登録	避難行動要支援同意者名簿への登録者数	1,828人	2,500人	■
ひきこもり相談支援事業	ひきこもり相談支援につながった人数	100人 (R3.3末推計)	700人	★



更生保護女性会会員によるバザー



ひきこもり相談支援室



## 7-4-2 障がい者福祉

### ● 現状と課題

本市では、令和3（2021）年3月に策定した「共に歩み、支えあい、誰もが住みやすい小山」を基本理念とする「第4期小山市障がい者プラン21」において障がい者施策全般に関わる方針を定め、それに基づいて令和3（2021）年3月に策定した「第6期小山市障がい福祉計画」及び「第2期小山市障がい児福祉計画」において、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業\*等を充実させるためのサービス、その提供体制の確保に関する方策を定めています。

地域共生社会への実現に向けて、障がい者等の重度化・高齢化が進む中で、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることができるようにするためには、障がい福祉サービス等の提供体制の充実が重要となります。

さらに、障がい者やその家族の相談支援だけでなく、相談支援事業所の中核的な役割等を担う「小山市障がい児者基幹相談支援センター\*」と、障がい者等の親亡き後を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるために居住支援のためのサービスなどを提供する「小山市地域生活支援拠点\*」の充実が課題となります。

平成28（2016）年4月に施行された「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）は、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮\*の提供」を求めていることから、障がいのある人もない人も、共に生きる社会の実現を目指していきます。

### ● 基本方針

全ての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会に向けて、障がいのある人もない人も、共に支え合って暮らす地域づくりに取り組み、障がいのある人が個性や能力を十分に発揮した生活を送れるための日常生活や、自立を支える社会基盤及び活動の場づくりを進めます。

また、ユニバーサルデザイン\*の考えに基づいた生活環境整備を推進し、生き生きと元気に豊かな人生が送れるよう、保健・医療・福祉の連携を深めて、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して生活のできるまちづくりを目指します。

### ● 個別施策

[! : 市民提案]

1. ともに生きることの理解を深めるために			
1-1	障がいのある人への理解の促進	障がいのある人が安心して暮らしていくために、障がいに対する偏見や誤解を解消し、誰もが共に生きることの理解と認識が深まるように普及啓発を行います。	
1-2	地域共生社会・地域福祉の推進	障がいがある人もない人もその人らしく自立した地域生活を送るために、すべての市民が主体的に福祉活動に取り組めるよう、地域福祉を推進し、地域共生社会の実現を図ります。	!

ともに歩み 支え合い 誰もが住みやすいまちづくり

[👉: 市民提案]

2. 一人ひとりに対応した療育を進めるために		
2-1	乳幼児期・就学期の療育体制の充実	「乳幼児健診・相談事業」や「乳幼児二次検診(のびっこ発達相談)」等により障がいを早期発見し、療育相談につなげることで、障がい特性や発達に合わせた療育ができるよう、障がい児支援の提供体制の充実を図ります。
2-2	家族支援体制の充実	障がいを持つ子どものいる家庭に対する相談・支援体制、放課後や長期休業時等の障がい児支援の提供体制の充実を図ります。
3. 身近な地域での暮らしを支えるために		
3-1	施設等から地域への移行促進	居宅介護、短期入所、移動支援等の在宅福祉サービスの充実や専門的な相談支援体制の整備を図り、地域で自立した生活を送るための支援を進めます。 <span style="float: right;">👉</span>
3-2	地域生活の場の確保	地域生活に移行できる体制の整備、住宅の改修の支援による住環境の整備を進めるとともに、日常生活用具*や補装具*等の普及・拡充を促進します。
3-3	包括的な支援体制の整備	権利を擁護する体制の整備を図るとともに、総合的・専門的な相談支援を実施することで、適切な福祉サービスが一体的に提供できるよう取り組みます。
3-4	様々な障がい特性等への支援	発達障がい*、高次脳機能障がい*、難病*等のある方の生活を支援するために保健・医療・福祉のサービスの充実、関係機関の連携による支援体制の整備を進めます。
4. 自分らしく地域社会で活動するために		
4-1	社会参加の促進	自己表現や生活の質の向上を図るため、スポーツの振興や文化活動を推進します。また、コミュニケーション確保のため、手話、点字等の手段の充実を図ります。
4-2	雇用の促進と就労の支援	企業等への障がい者雇用の啓発活動を強化するとともに、障がい者の適性に応じた就労相談・支援の充実や農福連携*等の推進により、福祉的就労*における障がい者の工賃の向上を図ります。
5. 安心して暮らせるまちをつくるために		
5-1	ユニバーサルデザイン*やバリアフリー*のまちづくり	障がい者が安全で快適に暮らすことができるように公共施設のバリアフリー*化や、ユニバーサルデザイン*の考え方に基づく生活環境整備を推進します。
5-2	防災・防犯対策の推進	障がい者等の要援護者に対する災害時の救出及び支援について、様々な分野・立場の方が連携して、迅速かつ適切に機能するシステム(災害時要援護者*マニュアル)を構築します。

● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★: 新規   ●: 総合戦略   ■: 国土強靱化   👉: 市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
重度心身障がい者医療費助成の現物給付の導入	重度心身障がい者医療費助成の現物給付化	償還払い方式の採用	現物給付の導入	★
手話通訳者の配置	手話言語条例の制定および窓口における手話通訳者の配置	手話通訳者の配置無し	手話通訳者の配置	★



### 7-4-3 低所得者福祉

#### ● 現状と課題

生活保護制度は、「社会保障最後のセーフティネット\*」とも言われ、憲法第25条の生存権の理念を具体化する重要な制度です。

経済困窮の要因としては、少子高齢化に伴う家族関係や労働環境の変化など、様々なものが考えられますが、最低限度の生活保障と自立の助長という本来の目的に沿って適切に機能していくためには、制度を現在の社会状況に即して運用することが重要です。

被保護世帯においては、高齢者世帯の割合が半分を超えており、その中でも独居高齢者世帯の割合が9割を超えた現状です。

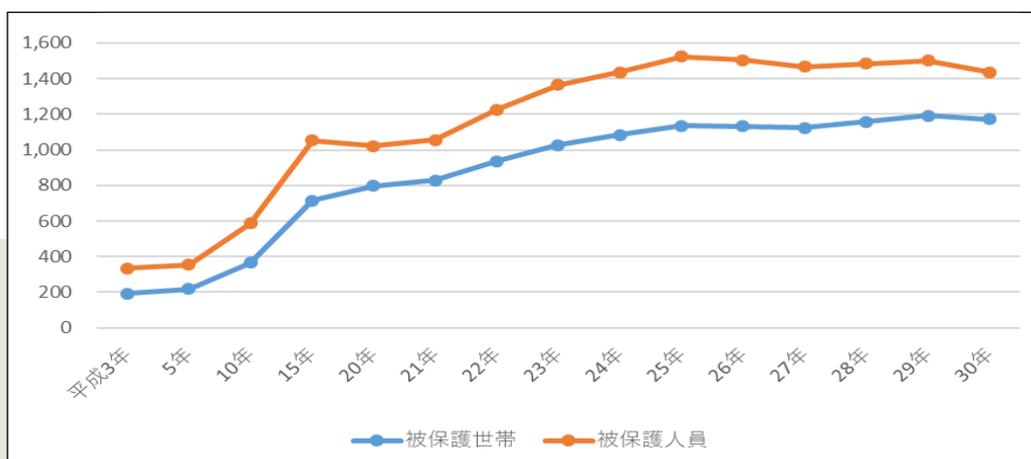
このように、生活保護制度が、年金やその他の収入が少なく、頼れる身寄りのない高齢者の生活の支えとなっており、今後更なる高齢化が進むことを踏まえ、より適切な対応が求められています。

#### ● 基本方針

生活保護の実施に当たっては、制度の適正な運用を確保すること、さらに、地域での安心と自立を支える基幹としての福祉事務所の重要性を勘案し、効率的・効果的に市民のニーズ\*に応じていくことが必要です。

こうしたことから、生活の自立と助長等、低所得者に対する支援を基本として、地域の社会資源や人材、ネットワーク\*を活用しながら被保護者世帯を支え、自立に向けた組織的な取組を推進します。

また、平成27（2015）年度から開始された生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業については、引き続き、自立相談支援事業及び住居確保給付金給付事業を実施します。



被保護世帯及び人員の年次推移

生活向上に向けて みんなでめざす未来づくり

● 個別施策

[👤：市民提案]

1. 保護の適正実施の推進			
1-1	保護の適正化の推進	生活保護事務等の適正化を図り、各事業を推進します。	
1-2	資産・収入の的確な把握及び不正受給の防止	不動産・預貯金・生命保険・収入等に関する調査の実施と、あらゆる社会資源の適合性を検討するとともに、生活履歴の正確な把握に取り組み、不正受給を防止します。	
1-3	訪問活動の充実強化	年間訪問計画に従い、世帯訪問を実施し世帯の生活実態を的確に把握するとともに、適切な指導援助を行います。	
1-4	各種の社会保障施策の活用	保護実施にあたり、他の法律又は制度による保障、援助を優先活用し、扶助費の適正運用を図ります。	
2. 自立助長の推進			
2-1	処遇方針の確立及びケース診断会議の活用	傷病や障がい等により、就業が困難な被保護者に対する就業機会の提供のため、関係機関との連携を図ります。	
2-2	関係機関の活用及び連携	民生委員、高齢者サポートセンター*、ハローワークや医療機関等と連携を密にし情報を共有することで、多方面からの自立を推進します。	
2-3	自立支援（個別支援）プログラム事業の推進	被保護世帯全体の状況を把握した上で、自立支援の具体的内容や実施手順等を内容とする個別支援プログラムを推進します。	
3. 組織的運営管理の推進			
3-1	職員の能力開発の推進	相談や要求等に的確に実務を遂行するため、職員資質向上と訓練の場を設けます。特に事務処理手順については、研修体制を強化します。	
4. 住居確保給付金給付事業の推進			
4-1	住居確保給付金給付事業の推進	離職等により住居を失った、もしくは失う恐れのある生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給します。	
5. 生活困窮者自立支援事業の推進			
5-1	生活困窮者に対する自立のための相談事業の推進	生活保護に至る前の生活困窮者からの相談を受け付け、支援プログラムを作成することで、経済的な自立の支援を実施します。	

● 重点事業・成果指標（KPI）

[★：新規   ●：総合戦略   ■：国土強靱化   👤：市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
生活困窮者自立支援事業	相談者の状況に応じた支援プログラムの作成	62件／年	200件／年	
訪問活動の充実強化	訪問活動の充実強化	5,634世帯／年	7,000世帯／年	

分野別計画  
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章

## 7-5-1 保健・健康づくり・地域医療



## ● 現状と課題

核家族化や晩婚化、少子化の進行により、育児負担感や不安感を抱える保護者が増加し、児童虐待やDV、ひきこもりなどが社会問題となっていることから、親子間・夫婦間等の身近な人との関係性の構築が課題となっています。

また、国民健康保険においては、高齢化、医療の高度化及び生活習慣病\*の増加とともに、一人当たりの医療費が年々増加していることから、ライフステージ\*に対応した健康づくりや、疾病構造の変化に対応した「健康教室」、「特定保健指導\*」等、今後も引き続き総合的な生活習慣病\*対策が必要となっています。

さらに、安心して妊娠、出産及び子育てをするための周産期\*・小児医療の充実や、住み慣れた地域で安心して生活するための医療提供体制の充実を図ることが求められている一方で、医師・看護師の不足や、地域間での医療機関の偏在等が課題となっています。

加えて、高齢者の保健事業と介護予防\*の一体的実施に向けて、国民健康保険・後期高齢者\*医療、健康増進、高齢者に関わる各部署が連携して取り組む体制を整えることが課題となっています。

併せて、新型コロナウイルス感染症等、市民が免疫を持たない新たな感染症の発生に備え、感染拡大を防止するための対策を進めていく必要があります。

## ● 基本方針

平成25（2013）年3月に策定した「第2次健康都市おやまプラン21\*」の“ふるさとおやまを愛して暮らしみんなが健やかな人生を送れるまち～いつまでも元気でいきいきと暮らすために健康寿命\*を延ばそう～”の理念に基づき、子どもから高齢者まですべての市民が、健康で元気に長生きでき、いきいきと暮らせるよう、「健康寿命\*の延伸」と「健康格差\*」の縮小を目指し、心とからだの健康づくりへの市民意識の啓発を図るとともに、生活習慣病\*予防や介護予防を推進します。

また、安心して妊娠・出産し、責任を持ちながら楽しく子育てができるとともに、子どもが健やかに成長・発達できるよう、各種乳幼児健診や相談事業を通じ、心とからだの健康づくりを支援します。

さらに、ヘルスポモーション\*の考え方を背景に、市民自らの主体的な健康管理や健康づくりの取組を開運おやま健康マイレージ事業\*等で支援し、地域による健康づくり活動を推進します。

加えて、「小山市地域医療を守り育てる条例\*」に基づき、住み慣れた地域で、すべての市民が必要な医療サービスを受けることができるよう、地域医療の充実と地域完結型医療\*体制の整備を進めるとともに、介護予防\*と保健事業の一体的実施に向けて、具体的事業の検討のために各担当部署の連携を強化していきます。

併せて、新型コロナウイルス感染症等、市民が免疫を持たない新たな感染症の発生に備え、市民への感染防止策の啓発、新小山市市民病院や小山地区医師会との連携強化、衛生用品等の備蓄整備・点検を行うことにより、感染の拡大防止に取り組みます。

## 健康長寿でしあわせに暮らせるまちづくりに向けて

## ● 個別施策

[👤: 市民提案]

1. 健やかに生み育てるための支援の充実		
1-1	安心して妊娠・出産できるための支援	母子健康手帳交付時の保健指導や母親学級等を通じ、妊娠・出産についての必要な知識を身に付け、悩みが解消できるよう、支援を行うとともに、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図ります。
1-2	自信を持ち楽しく子育てできるための支援	子育てに関する情報提供や保護者の不安や悩みについて、保健師・栄養士等の専門職が相談・助言を行い、必要なサービスにつなげます。
1-3	子どもの健やかな成長・発達のための支援	発達の節目の時期に子どもの成長を確認しながら、健康的な生活習慣を身に付けられるよう、乳幼児健診や各種相談を通じ、必要な保健指導や必要な支援を行います。また、予防接種の費用の全部又は一部を助成することで、保護者の経済的な負担の軽減と子どもの健やかな成長に寄与します。
2. 生涯を通じた健康づくりの推進		
2-1	食事と運動を基本とした健康づくりの推進	健康づくりの柱である食と運動について、食生活改善推進員*による料理教室や運動普及推進員*による運動教室などで、子どもから大人まで各世代への働きかけを行います。
2-2	ライフステージ*に対応した生涯にわたる健康づくりへの支援	人生の各段階に応じて、健康づくりのための働きかけを行い、市全体の健康づくりの機運を高めます。
2-3	疾病構造の変化に対応した支援の充実	壮年期男性向けメタボリックシンドローム*予防教室や特定保健指導*において、メタボリックシンドローム*該当者や予備群が、生活習慣の改善の必要性や改善点に気づき、継続して改善活動を実践できるよう支援体制の充実を図ります。
2-4	高齢者の介護予防*と健康づくりへの支援	高齢者が健康レベルを維持向上できるよう、身近な地域での介護予防*事業展開と支援者の育成を図ります。また、予防接種の費用を助成することにより、高齢者の健康維持に寄与します。
3. 地域での健康づくり活動の強化		
3-1	地域での健康づくり活動の強化	地区組織を育成し、各地区の特徴に応じた健康づくりを推進します。
4. 地域医療推進体制の充実・整備		
4-1	地域医療を守り育てる運動の普及啓発	「地域医療を守り育てる条例*」及び「地域医療推進基本計画*」に基づき、市民・医療機関・事業者と行政が一体となり、小山の地域医療を守り育てます。
4-2	安心して適切な救急医療を受けられる体制の充実	救急医療体制*の充実及び機能分担の推進を図ります。
4-3	健康づくり、保健、医療、介護の総合連携体制の充実	新小山市民病院・小山地区医師会・小山歯科医師会・小山薬剤師会と連携し、健康づくり及び地域医療に関する市民啓発を行います。
4-4	地域完結型医療*体制の整備・充実	新小山市民病院を核としながら、地域医療のネットワーク*と連携強化を進めていきます。
4-5	新型インフルエンザ等の感染症に係るまん延防止	発生が予測されている新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の市民が免疫を持たない新たな感染症が発生した場合に備え、マスク・消毒液の確保及び備蓄を図り、市民の感染症拡大防止対策を講じます。
5. 健康づくり団体との協働*事業の推進		
5-1	健康づくりへの協働*事業の推進	健康づくり3団体（健康推進員*会・運動普及推進員*会・食生活改善推進員*会）の団体活動を活性化させるとともに、「健康都市おやま」推進サポーターの会*などのボランティア*活動への参加者の増加を図り、協働*事業を推進します。

● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★：新規 ●：総合戦略 ■：国土強靱化 ♡：市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
母子健康包括支援センター*設置・運営	要支援妊婦の支援割合	85.0%	90.0%	★●
産後ケア事業*	育児への不安が減った人の割合	66.0%	75.0%	●
予防接種費無料化・助成事業	予防接種率 (MR 2期)	97.7% (R1)	95.0% (国が示す目標値)	●
開運おやま健康マレージ事業*	参加人数	395人 (R1)	500人	●
健康診査事業 (女性がん検診)	がん検診 (胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん) の受診率 [受診者/対象者数]	18.6% (R1)	21.0%	
メタボリックシンドローム*予防対策事業	メタボリックシンドローム*の該当者及び予備群の割合 (特定健康診査*結果、国保連合法定報告)	32.3% (H30)	21.2%	●
	人工透析新規導入者数	58人/年 (R1)	45人/年	●
一般介護予防*事業	IADL* (手段的日常生活動作) のリスクがある人の割合	9.0%	7.2%	
地域医療推進事業	かかりつけ医*普及率の増加	73.0% (R1)	80.0%	●■
	医療機関対応の満足度	87.0% (R1)	90.0%	●
マスクや消毒液等衛生用品の確保及び備蓄	マスク、消毒液の備蓄量	マスク15万枚 消毒液70ℓ	マスク15万枚 消毒液70ℓ×2か所	★



産前産後サポート事業\*セルフケア講座



キッズ地域医療健康アカデミー



健康都市おやまフェスティバルにおける健康推進員\*コーナー



食生活改善推進員\*による健康料理教室



運動普及推進員\*による運動教室



小山の地域医療を考える市民会議



小山市の健康づくりマスコットキャラクターPちゃん



7-5-2 医療保険・国民年金

● 現状と課題

国民健康保険は、高齢化及び医療の高度化に伴う1人当たり医療費の増大や、社会保険の適用の拡大に伴う被保険者の減少による税収の減少により、健全な運営が求められています。

このために、これまでの診療報酬請求書等の再点検、被保険者の医療費（10割分）をお知らせする医療費通知、ジェネリック医薬品\*差額通知、重複受診者\*・多受診者\*への訪問指導、健診異常値放置者\*受診勧奨、高血圧重症化予防等の取組に加えて、お薬手帳の適正活用の推進、生活習慣病\*の発症と重症化予防を目的とした特定健康診査\*及び高齢者健康診査の効果的な周知啓発、かかりつけ医\*と連携した個別健診受診勧奨及び健診実施による受診率の向上、特定健康診査\*等の結果に基づく高齢者の保健事業と介護予防\*の一体的な実施を推進する体制の整備を図る必要があります。

また、国民年金は、老後の所得保障の柱として大きな役割を果たしていますが、若年世代を中心に保険料未納者が多い状況にあることから、制度への理解と信頼を得ていく必要があります。

● 基本方針

国民健康保険の健全な運営を図るため、広報紙、コミュニティFM\*「おーラジ」、行政テレビ\*等による啓発を推進し、被保険者の健康に対する意識向上及び疾病予防対策に取り組むとともに、特定健康診査\*・特定保健指導\*の受診を促し、生活習慣病\*等の重症化予防に取り組み、かつ、ジェネリック医薬品\*の使用促進のためのジェネリック医薬品\*差額通知の継続実施、医師・薬剤師による薬剤管理に資するお薬手帳の適正活用の推進により医療費の抑制・適正化を図ります。

併せて、高齢者健康診査、後期高齢者\*歯科健診を推進し、高齢者の医療費の抑制を図りながら、高齢者の保健事業と介護予防\*の一体的実施に向けた体制を整備し、フレイル（健康な状態から要介護に移行する中間の段階）予防等への取組を推進します。

また、国民年金については、広報紙、コミュニティFM\*「おーラジ」、行政テレビ\*等を活用した年金制度の周知に努めるとともに、窓口相談の充実を図ります。

● 個別施策

[! : 市民提案]

1. 国民健康保険事業の健全な運営		
1-1	生活習慣病*予防対策の促進	特定健康診査*において生活習慣病*の有病者及び予備群を抽出し、生活習慣病*の発症や重症化を予防するための栄養・運動面等の支援を行います。
1-2	重複受診者*・多受診者*への訪問指導	医療費増加の一因である重複受診者*・多受診者*を、保健師等が訪問指導することにより、健康意識の向上・生活習慣の改善・適正な受診行動に結びつけ医療費の抑制を図ります。

心をつなぎ支え合い 安心・健康で豊かな暮らしの実現へ

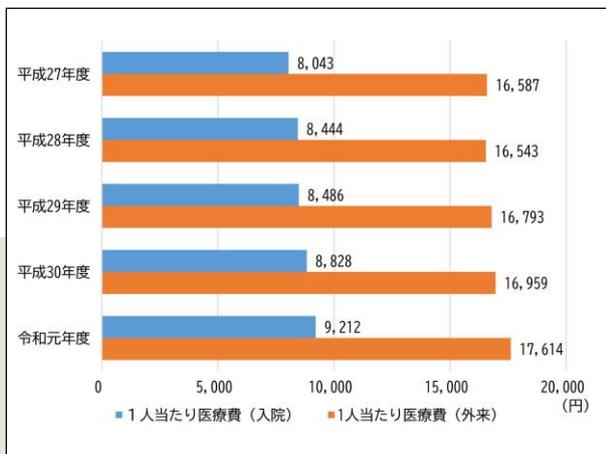
[👉：市民提案]

1-3	健診異常値放置者*受診勧奨	特定健診受診者のうち高リスク者に受診勧奨を実施し、医療機関への早期受診・治療につなげ、重症化を予防します。	
1-4	高血圧重症化予防	高血圧が重篤な疾患の引き金になること等の認知度を高め、自身の血圧改善のための方法を学び、実践に取り組むことを支援します。	
1-5	ジェネリック医薬品*の使用促進	ジェネリック医薬品*は、患者負担の軽減や医療財政の健全化に資することから、ジェネリック医薬品*に切り替えた場合の差額を該当者に送付し、使用促進を図ります。	
1-6	お薬手帳の適正活用の推進	多剤服用者に対してお薬手帳の使用状況の調査、適正活用の指導等を行うことで、医師・薬剤師による薬剤管理につながるよう指導し、保険給付の適正化を図ります。	
<b>2. 高齢者医療費の抑制</b>			
2-1	高齢者健康診査の推進	健康診査の受診率を向上させ、フレイル予防や糖尿病をはじめとする生活習慣病*等の予防並びに早期発見に取り組み、医療費の抑制を図ります。	
2-2	後期高齢者*歯科健診の推進	歯科健診の受診率を向上させ、口腔機能の低下を予防することにより、健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ります。	
<b>3. 国民年金制度の周知と窓口相談の充実</b>			
3-1	広報活動による啓発	広報紙などを通して制度の啓発を行い、市民の理解の促進を図ります。	
3-2	窓口相談の充実	免除申請等の窓口相談を充実し、効果的な相談を行うことで、年金制度への理解と受給権確保に取り組めます。	

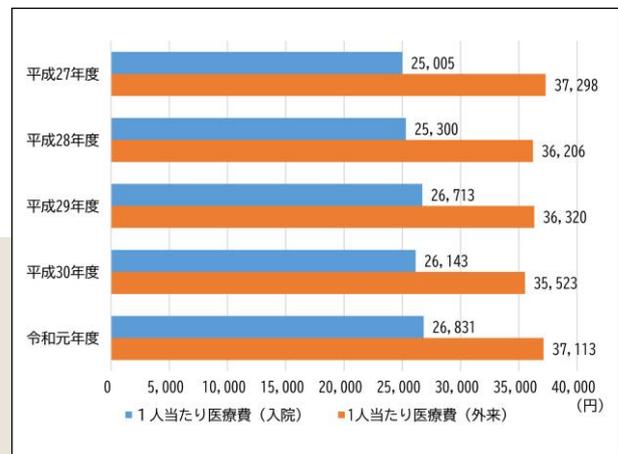
● 重点事業・成果指標 (KPI)

[★：新規 ●：総合戦略 ■：国土強靱化 🌟：市民提案]

事業名	指標名	現状値 [R2]	目標値 [R7]	
特定健康診査*・特定保健指導*事業	特定健康診査*の受診率 (受診者数/対象者数)	36.3% (R1)	42.0%	
	特定保健指導*の実施率 (指導修了者数/指導対象者数)	46.6% (R1)	55.0%	



1人当たりの月平均医療費の推移 (国保)



1人当たりの月平均医療費の推移 (後期)

※算出方法：各年度の月平均医療費 (月額) / 月平均被保険者数

※出典：栃木県国民健康保険連合会「目で見える栃木県の医療費状況 令和元年度版」、国保データベース (KDB) システム「市町村別データ」